

労災診療費算定基準が改定 2024年6月以降の診療分に適用されます

主な改定点

1. 初診料・再診料を引き上げます
2. 術中透視装置使用加算の対象となる部位・手術が増えます
3. 入院時食事療養費の金額を引き上げます
4. 労災電子化加算の措置期間が2026年3月診療分までに延長されます
5. 新型コロナウイルス感染症罹患後症状の場合の職場復帰支援・療養指導料の区分が「その他の疾患の場合」に変更されます

1. 初診料・再診料の引き上げ

労災診療費の初診料及び再診料の金額を、以下のとおり引き上げます。

【初診料】

- ・ 3,820円 → **3,850円**
- ・ 1,910円 → **1,930円** (同一日に複数診療科受診時の2科目め)
- ・ 1,820円 → **1,850円** (紹介状なしで受診した場合の定額負担を求める場合)

【再診料】

- ・ 1,400円 → **1,420円**
- ・ 700円 → **710円** (同一日に複数診療科受診時の2科目め)
- ・ 1,000円 → **1,020円** (紹介状なしで受診した場合の定額負担を求める場合) ※歯科のみ

2. 術中透視装置使用加算の拡充（対象部位の拡大・対象手術の追加）

術中透視装置使用加算の対象を以下のとおり追加しました（赤字が改定箇所）。

- 「大腿骨」「下腿骨」「上腕骨」「前腕骨」「手根骨」「中手骨」「手の種子骨」「指骨」「足根骨」「膝蓋骨」「足趾骨」**「中足骨」および「鎖骨」**の骨折観血的手術、骨折経皮的鋼線刺入固定術、骨折非観血的整復術、関節脱臼非観血的整復術又は関節内骨折観血的手術
- 「脊椎」の経皮的椎体形成術または脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術
- **「骨盤」の骨盤骨折非観血的整復術、腸骨翼骨折観血的手術、寛骨臼骨折観血的手術又は骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術および寛骨臼骨折観血的手術を除く）**

3. 入院時食事療養費の引き上げ

入院時食事療養費の金額を以下のとおり引き上げます。

【入院時食事療養費（Ⅰ）1食につき】

- ① ②以外の食事療養を行う場合 770円 → **800円**
- ② 流動食のみを提供する場合 690円 → **730円**

【入院時食事療養費（Ⅱ）1食につき】

- ① ②以外の食事療養を行う場合 610円 → **640円**
- ② 流動食のみを提供する場合 550円 → **590円**

4. 労災電子化加算の措置期間の延長

電子情報処理組織の使用による労災診療費請求または光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点を算定できます。この加算の措置期間が**2026年3月診療分まで**となりました（**2024年4月以降の診療分から適用します**）。

（注1）薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

（注2）電子レセプト請求を開始するにあたっては、所定の手続きが必要となります。

詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。ヘルプデスクへお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム



検索

労災レセプト電算処理システムヘルプデスク
0120-631-660

5. 職場復帰支援・療養指導料の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更されたこと等に伴い、「③新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状の場合」については、**今後は「②その他の疾患の場合」の要件及び点数で算定**します。

詳しい算定要件については、労災診療算定基準または算定マニュアルをご確認ください。

【2024年5月まで】「③新興感染症（新型コロナウイルス）罹患後症状の場合」（月1回）
初回 600点、2回目 500点



【2024年6月以降】「②その他の疾患罹患後症状の場合」（月1回）
初回 **680点**、2回目 **420点**、3回目 **330点**、4回目 **250点**

労災診療費算定基準、算定マニュアルおよび各種様式は
厚生労働省ウェブサイトに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kaitei0604.html

